

重要事項説明書

1. (介護予防) 認知症対応型共同生活介護サービスを提供する事業者について

名称・法人種別	社会福祉法人 三磯会
代表者名	理事長 山田 澄子
事業所所在地 (連絡先及び電話番号)	横須賀市長沢6-45-6 電話番号 046-848-3933
法人設立年月日	平成13年7月24日
業務の概要	介護保険指定事業である地域密着型通所介護、第1号通所事業、(予防) 短期入所生活介護、(予防) 居宅介護支援事業を実施します。

2. サービス提供をする事業所について

事業所名	グループホームみうら富士
所在地	横須賀市長沢6-45-6
電話番号	046-848-3933
FAX番号	046-848-2383
事業者指定番号	神奈川県 1471901338
管理者	中野 一枝
入居定員	(1ユニット) 9名

3. 事業所の目的と運営方針について

(1) 事業の目的

- ・社会福祉法人三磯会が運営するグループホームみうら富士（以下「事業所」とする）が行う、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の事業の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員等が、要支援・要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護を提供する事を目的とする。

(2) 運営方針

- ・事業所の職員等は、要支援・要介護者の心身の特性を踏まえ、人格に十分配慮しその自主性を保ち、意欲的に日々の生活を送る事が出来る様考慮し、精神的な安定、問題行動の減少及び認知症の進行緩和を図る。
- ・利用者が職員等と共に、良好な人間関係に基づく家庭的な日常生活が送れるように考慮し総合的なサービスの提供に努める。
- ・地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を図り、地域との交流に努める。

4. 事業所の職員体制等

令和6年4月1日現在

職種	職務内容	人員
管理者	管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行います。法令等において規定されている事業の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行います。	1名 (常勤兼務)
計画作成担当者	・適切なサービスが提供される様介護計画を作成します。 ・連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連携・調整を行います。	1名 (常勤兼務)
介護従事者	・利用者に対し必要な介護及び世話、支援を行います。 ・介護計画に基づいた支援を24時間体制で行います。 A早番（7:00～16:00） B日勤（8:30～17:30） C遅番（10:00～19:00） D夜勤（16:00～翌9:00）	常勤 6名 (専任5名) (兼務3名) 非常勤5名
看護師	・日々の健康管理や状態急変時の対応を、24時間体制で行う。	正看護師1名 (常勤兼務)

5. 入居対象

65歳以上で要支援1を除く要支援2以上の介護認定を受けており、医師により認知症の診断が得られている方。

少人数による共同生活を営む事に支障のない方。

6. 提供するサービス内容について

サービス区分 と種類	サービスの内容
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護計画の作成	<ul style="list-style-type: none">サービスの提供開始時に、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、地域における活動への参加機会の確保等、他の介護事業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成する為の具体的なサービス内容を記載した(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画を作成します。利用者に応じて作成した介護計画の内容について、利用者及び家族に対して、説明し同意を得ます。(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、当該(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画を利用者及び家族に交付します。計画作成後においても、(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行います。
食事	<ul style="list-style-type: none">摂食・嚥下機能、その他入所者の身体状況、嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供します。 (朝食) 7:30 (昼食) 12:00 (夕食) 17:30可能な限り離床して食堂で食事をとる事を支援します。調理、配膳、下膳等利用者との共同作業的な食事を提供し、認知症の症状の緩和に努めます。
排泄	<ul style="list-style-type: none">介助が必要な利用者に対して、自立支援を踏まえ、トイレ誘導やおむつ交換を行います。
入浴	<ul style="list-style-type: none">1週間に2回以上入浴又は清拭を行い、入居者の整容保持に努めます。寝たきり等で座位のとれない方は、機械浴での入浴を提供します。
離床・着替え ・整容等	<ul style="list-style-type: none">寝たきり防止の為、出来る限り離床に配慮します。生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。シーツ交換は週1回行い、汚れている場合は随時交換します。
健康管理	<ul style="list-style-type: none">主治医による診察日を定期的に設け、利用者の健康管理に努めます。指示に基づき、必要な処置、処方薬の確認、服薬介助、服薬確認を行います。緊急等必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引継ぎます。入居者が外部の医療機関に通院する場合は、その付き添い・介添えについては、ご家族の協力をお願いします。
機能訓練	<ul style="list-style-type: none">利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操等を通じた訓練を行い、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防ぎます。
その他	<ul style="list-style-type: none">プライバシーへの配慮のある介護に努めます。利用者及び家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。

7. 利用料金

利用者の要支援・要介護度に応じた介護保険給付の法定代理受領分と、介護保険給付外の全額自己負担分の合計をお支払い頂きます。

(1) 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の利用料金

*詳しくは、「グループホームみうら富士ご利用料金表」をご参照下さい

法定代理受領では、各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けます。

保険料の滞納等により、法定代理受領ができない場合には、サービス利用費全額（10割）をお支払い頂き、後日保険者より保険給付分の払い戻しを受ける手続きが必要となります。

（2）介護保険給付外の利用料金

以下の金額は、利用料金の全額が利用者の負担となります。

住居費	月額 50,000円	
食費	月額 35,000円	1日 1,170円 朝290円・昼390円・夜390円 お茶代（おやつ含） 100円 (2週以上前の申し出の場合頂きません)
光熱水費	月額 18,000円	1日 600円
施設維持費	月額 7,000円	

（その他）

- ・寝具レンタル（タオル一式含む） 1日 330円（+税）
(御希望される方 リース業者と契約をして頂きます。)
- ・日常生活において必要となるものに係る費用で、利用者が負担する事が適当と認められるもの。（紙オムツ代・理美容代・日用消耗品代・教養娯楽費等）
お預かり金の中から支払いをし、領収書を交付します。

8. 利用料金のお支払い方法

- ・1ヶ月毎に計算し、毎月10日前後に前月分の請求書を発行します。
- ・原則として、サービスを利用した当該月の翌月27日に、神奈川クリアリングサービス（KCS）に加盟するご指定の金融機関口座より引き落としとします。
- ・お支払いの確認をしましたら、領収書を発行します。

9. ご利用の際の留意事項

居 室	<ul style="list-style-type: none">・使用していた家具等の持込を希望される場合は、事前にご相談下さい。・カーテン・カーペット等に関しては、防炎加工をされた物に限らせて頂きます。 のれんは防炎加工をされた物もしくは長さ1m以内の物でお願いします。・心身の状態等から判断し、居室の変更をお願いする場合があります
面 会	<ul style="list-style-type: none">・ご面会時間は、8:30～17:30となっております。・その都度、面会簿のご記入をお願いします。
外 出	<ul style="list-style-type: none">・事前に予定をご連絡下さい。
外 泊	<ul style="list-style-type: none">・届出書に、行き先や時間等のご記入をお願いします。
金 錢	<ul style="list-style-type: none">・金銭に関しては、お預かり金として事業所側で管理させて頂きます。
貴 重 品	<ul style="list-style-type: none">・紛失・破損等トラブルを防ぐ為、貴重品の持ち込みはご遠慮下さい。
衣 類	<ul style="list-style-type: none">・洋服・下着・寝巻き等の購入は、ご家族にお願いしています。・衣替えは居室担当がお手伝いさせて頂きます。
介 護 用 品	<ul style="list-style-type: none">・利用者の状態により、特別な機種が必要とされる物（車椅子・歩行器等）は、個人で購入し使用して頂きます。
居 室・設備 機 器 の 利 用	<ul style="list-style-type: none">・本来の用法に従ってご利用下さい。・これに反したご利用により、汚染・破損・不具合が生じた際には、修理又は取替えをお願いします。

10. 非常災害対策

- (1)事業所に災害対策に関する担当者「防火管理者」を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います
- (2)非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- (3)非常災害に備え、定期的に地域の協力機関などと連携を図り、年2回以上夜間及び昼間を想定した避難、救出その他必要な訓練を行います。

* 防災設備

消火器具（消化器・屋内消火栓）・スプリンクラー設備・自動火災報知設備・消防機関へ通報する火災報知設備・非常放送設備・誘導等及び誘導標識・非常電源（自家発電設備）・防排煙制御設備 等

1 1. 事故発生時の対応

利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護等の提供により、事故が発生した場合には、ご家族・保険者への連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。

事故については、事業所として事故の状況、経過を記録し、原因の分析、再発防止の為の取り組みを行います。

また、利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

1 2. 緊急時の対応

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供中に、利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じると共に、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

また、主治医への連絡が困難な場合には、救急搬送等の必要な措置を講じます。

* 協力病院等医療機関

協力医療機関

医療機関の名称	横須賀市立市民病院
所 在 地	〒240-0195 神奈川県横須賀市長坂1-3-2
電 話 番 号	046-856-3136
医療機関の名称	福井記念病院
所 在 地	〒238-0115 神奈川県三浦市初声町高円坊1040-2
電 話 番 号	046-888-2145
医療機関の名称	医療法人社団 愛誠会 田澤歯科医院
所 在 地	〒237-0075 神奈川県横須賀市田浦町2-83
電 話 番 号	046-861-8148

1 3. 身体拘束の禁止

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられる時は、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げる事に留意して、必要最小限の範囲内で行う事があります。

その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容を記録し、5年間保存します。

また、事業者として、身体拘束をなくしていく為の取り組みを積極的に行います。

①緊急性 直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人又は他人の生命・身体に危険が及ぶ事が考えられる場合に限ります。

②非代替性 身体拘束以外に、利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶ事を防止することができない場合に限ります。

③一時性 利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶ事がなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

14. 秘密の保持と個人情報の保持について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<ul style="list-style-type: none">事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。事業者及び事業者の使用者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	<ul style="list-style-type: none">事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙による物の他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示する事とし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

15. 地域との連携について

- (1) 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をねう等地域との交流に努めます。
- (2) 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者及び利用者の家族、地域住民の代表者、市職員又は地域包括支援センター職員、知見を有する者等により構成される協議会（以下「運営推進会議」とする）を設置し、概ね2月に1回以上運営推進会議を開催します。
- (3) 運営推進会議に対し、サービス内容及び活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けると共に、必要な要望・助言を聞く機会を設けます。報告・評価・要望・助言等についての記録を作成し公表します。

16. 退去について

- 利用者の退去の際には、利用者及びその家族の希望を踏まえた上で、退去後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行います。
- 利用者の退去に際しては、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うと共に、指定居宅介護支援事業所への情報提供及び地域包括支援センター又は保健医療サービスもしくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

17. 終末期について

- ・主治医より治療の可能性がない、又は加齢による衰弱等により復帰が望めない場合等は、利用者及び利用者の家族の同意を頂いた上で最期まで対応させて頂きます。

18. 相談窓口・苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

相談窓口	電話番号 046-848-3933 FAX番号 046-848-2383 管理者 中野 一枝 対応時間 常 時
------	------------------------------------------------------------------

公的機関、次の機関においても相談・苦情申出等ができます。(横須賀市以外の方は、当該市町村介護保険担当窓口へお申し出ください。)

市町村介護保険相談窓口 (横須賀市福祉部介護保険課)	所在地 横須賀市小川町 11 電話番号 046-822-8393 FAX番号 046-827-0566 対応時間 月～金 8:30～17:15
神奈川県国民健康保険団体連合会 (介護苦情相談課)	所在地 横浜市西区楠町 27-1 電話番号 045-329-3447 FAX番号 045-329-3446 対応時間 月～金 8:30～17:15

【説明確認欄】

令和 年 月 日

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供開始にあたり、利用者に対して本書面にもとづいて重要事項を説明し、同意を受け、交付しました。

事業者所在地 横須賀市長沢 6-45-6
事業所名 グループホームみうら富士
管理者・説明者名 中野 一枝 印

私は、本書面により事業者から指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護についての重要事項の説明を受け、同意をし、受領しました。

利用者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

代理人又は立会人
住 所 _____

氏 名 _____ 印